

議案第 5 号

西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律において、住居手当の改定がなされたため。

西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

西脇市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年西脇市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号及び第2号に掲げる額）」を「各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額）」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の西脇市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この条例による改正後の給与条例第18条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) この条例による改正後の給与条例第18条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額からこの条例による改正後の給与条例第18条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。